

鹿児島県における和牛精液等の流通管理に係る指導について

1 現 状

(1) 指導体制

県は、「肉用牛家畜人工授精・受精卵移植事務取扱要領」(以下、要領)を作成、要領で家畜人工授精所開設者・獣医師・人工授精師等のそれぞれが遵守すべき事項等を規定し、関係機関・団体と一体となり指導を行っている。

(2) 具体的な規定等

①家保による立入検査等

家畜改良増殖法第34条・第35条の適正な運営を図るため、年2回(6月30日現在及び12月31日現在)以上、帳簿の検査及び立入検査等を実施。

②獣医師及び家畜人工授精師の把握

業務を開始及び廃止並びに休止する場合は、事実が発生してから10日以内に家保へ届出しなければならない。

※業務届出の提出が確認されなければ、サブセンターから精液を分譲してもらえない。

③家畜人工授精所開設者、獣医師、家畜人工授精師の報告等の義務

毎年2回、和牛精液等の譲渡状況、受払状況、保有状況を家保に報告しなければならない。

※関係書類を10年間保存しなければならない。

④家畜人工授精師等間での和牛精液等の譲渡禁止

家畜人工授精師等間での和牛精液等の再譲渡を禁止している。

⑤使用見込のない精液の処分

家畜人工授精師等は、精液を処分する場合、譲渡を受けた家畜人工授精所開設者(種畜管理者)及び家保に報告しなければならない。

【参考】

鹿児島県の精液流通

1 家畜改良増殖法の規制

法第14条に、家畜人工授精用精液証明書（以下、精液証明書）が添付されていないものは譲渡不可と規定されている。また、国の通知により「裏書き」の記載が規定されている。

2 鹿児島県の家畜人工授精用精液証明書

県内の家畜人工授精所が発行する精液証明書は、要領で規定した精液使用報告書と対で流通されている。さらに、家畜人工授精師等は精液注入後、精液使用報告書を作成し、サブセンターに報告しなければならない。

※報告を怠った場合、精液の譲渡を拒否することができる。

(控え)

No. 014674 吾平藤号 精液使用報告書

人工授精月日 平成 年 月 日 種畜証明番号 平19鹿6第26号 凍結

注 入 め す 牛 名			飼 養 者 住 所 氏 名	人工授精簿番号	注 入 内 訳		
名 号	登録番号	生年月日			初	2	3
					4	5	

上記のとおり報告します。 平成 年 月 日

報告者住所

鹿児島県肉用牛改良研究所長 殿 氏名

No. 014674 家畜人工授精用精液証明書 凍結

種 畜 証 明 書 番 号	平19鹿児島県 第26号	種畜の等級	特 級
名 前	吾 平 藤 号		
家畜登録機関名及登録番号	全国和牛登録協会 黒原4503		
種類及び品種	肉用牛 黒毛和種		
精液採取年月日			
種 畜 飼 養 者 の 住 所 及 び 名 称	鹿児島県曾於市大隅町月野2200 鹿児島県肉用牛改良研究所		
家畜人工授精師氏名	鹿児島県 第2827号 上 原 俊 彦		



2枚綴りの複写式

(原本)

No. 014674 吾平藤号 精液使用報告書

人工授精月日 平成 年 月 日 種畜証明番号 平19鹿6第26号 凍結

注 入 め す 牛 名			飼 養 者 住 所 氏 名	人工授精簿番号	注 入 内 訳		
名 号	登録番号	生年月日			初	2	3
					4	5	

上記のとおり報告します。 平成 年 月 日

報告者住所

鹿児島県肉用牛改良研究所長 殿 氏名

No. 014674 家畜人工授精用精液証明書 凍結

種 畜 証 明 書 番 号	平19鹿児島県 第26号	種畜の等級	特 級
名 前	吾 平 藤 号		
家畜登録機関名及登録番号	全国和牛登録協会 黒原4503		
種類及び品種	肉用牛 黒毛和種		
精液採取年月日			
種 畜 飼 養 者 の 住 所 及 び 名 称	鹿児島県曾於市大隅町月野2200 鹿児島県肉用牛改良研究所		
家畜人工授精師氏名	鹿児島県 第2827号 上 原 俊 彦		

家畜人工授精事務取扱要領のフローチャート

